

Title	ポジティブな権力論に向けて： フーコーとカンギレムとの関係をめぐって
Sub Title	Towards a positive theory of power : a discussion centred around the relationship between Foucault and Canguilhem
Author	葉, 晨陽(Ye, Chenyang)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2022
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.133, (2022. 6) ,p.121- 158
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20220615-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ポジティブな権力論に向けて

——フリーコーとカンギレムとの関係をめぐって——

葉 晨 陽

- 一 序論
- 二 カンギレムの問題構成——実証主義に対する批判
- 三 生命と社会における「規範」
- 四 フリーコーの権力論におけるカンギレムの受容(一) 生政治をめぐって
- 五 フリーコーの権力論におけるカンギレムの受容(二) 抵抗をめぐって
- 六 結論

一 序 論

ミシエル・フーコーが他界してから僅か数年の内に研究者たちは、既にフーコーが身を置いていたフランスの科学認識論、特に師のジョルジュ・カンギレム (Georges Canguilhem) との関係において研究を始めていた。テーマ別に言えば、これまでの研究は主に二つの方向性に注目している。一つは方法論の次元であり、もう一つは問題関心の次元である。

前者は主として、前期フーコーがカンギレムから如何なる影響を受けて彼の考古学の方法を形成させたのかについて扱っている。例えば、ガリー・ガッティングは一九八九年の『フーコーにおける科学的理性の考古学』で、フーコーが一方ではカンギレムを通じてガストン・バシュラールの認識論的断裂と先験的認識条件についての思想を受容し、他方では理論それ自体の形成史よりも理論を可能にする諸々の概念の形成史に関心を払うというカンギレムの方に直接に影響されたことを唱えている。⁽¹⁾ サミュエル・タルカットは『臨床医学の誕生』を中心に、確かにフーコーは医学の価値についてカンギレムと全く異なる見解を抱き、科学の形成史における政治的な要素により注目していたが、それでもなお歴史の偶然性を重視し脱人間化の研究方法を用いることにカンギレムの影響が見られると指摘している。⁽²⁾

後者は、中期フーコー、あるいは「系譜学期」のフーコーの問題関心におけるカンギレムの影響に着目している。その中で特に注目を浴びているのはカンギレムの「規範」、「規範性」をめぐる生命哲学とフーコーの権力論との関係である。マリア・ミュールはカンギレムの規範性 (normative) の概念を通して、生権力が生の規範性とその運動に做って、人口の正常性／正常状態 (normale) を維持するために人口が正常に生きうる環境を絶えず構築することを

示す⁽³⁾。近藤和敬は、カンギレムの「生」規範」という等式を踏まえ、カンギレムにおける個体的な生命の有する規範形成力 (normative) を介してこそ、フーコーは無限の社会的正常化の円環で局所的な抵抗戦術を想定することができる⁽⁴⁾と主張している。

以上の先行研究によって、フーコーの思想におけるカンギレムの影響が明らかにされた⁽⁵⁾。しかしながら、先述したように、昨今の研究は主に前・中期のフーコーとカンギレムとの関連に留まっている。こうした状況においてアントネツラ・クトロの研究は、フーコーとカンギレムとの関係についての最も総合的な研究と言える。彼女はカンギレムが認識論の次元でフーコーに与えたカント的な影響（真理を条件付けること、概念が成立可能な領域を規定すること）を明らかにした一方で、カンギレムの生命観（規範性としての生命）を通じて、フーコーは自身における生命に関する定義の欠如を埋めることができ、さらに異なる形式／規範の間で転換し選択する倫理的な状態を構想することができるようになったと唱えている。しかし、「ここ」「自己構成論の実現」ではカント的な起源のみならず、別の「生命哲学的な」起源も現れている。こうした「後者の」起源は、倫理的な主体性の理念に特徴付ける『生物学的』概念性の光の中で自らを表現している⁽⁶⁾。生物学的生命を強調することで、アントネツラのフーコー論は多かれ少なかれフーコーと生命哲学との違いを解消してしまった。フーコーの独自性を保ちながら彼とカンギレムとの関係を明らかにするために、私たちは、カンギレムとフーコーの下で指導を受けたピエール・マシューレから有益な示唆を受けることができる。マシューレは、一方で、フーコーは確かにカンギレムによって規定された規範に関する問題領域において模索しているが、生体と規範との関係というあまりにも生気論的な問題よりも、むしろ主体と規範との関係に関心を払っている⁽⁷⁾と指摘している。他方で、「カンギレムとフーコーの主体性と規範性」の中で、規範の主体——主体を規範に従わせることばかりではなく、主体が規範を作り出すことでもある——という問題についての関心が徐々に消えてゆく時期、つまり「自己への配慮」期のフーコーであっても、依然として実践的主体、すなわち自己構成的な主体の問題に注目

し続けていたと強調する⁽⁸⁾。マッシュューレは、フリーコーが主体性を軸にカンギレムによる問題領域を変更していたことを私たちに仄めかしている。

以上の先行研究を踏まえて、本論は以下の問題意識をめぐってフリーコーとカンギレムとの関係に注目する。周知の通り、中後期のフリーコーは権力を、抑圧的かつネガティブなものではなく生産的かつポジティブなものとなし、こうした転換において、しばしばカンギレムの影響が見える。従って、本論はカンギレムの問題意識及び「規範」に関わる概念群を整理し、フリーコーをカンギレムの影響の下に置くことで、フリーコーが如何なる形で権力のポジティブな性格を捉えているのかを描くことから始める。そこで続いて生じてくる問題は、もし権力がポジティブなものであるれば、批判的知識人のフリーコーにとって、抵抗することは一体何を意味するのかという点にある。確かに抵抗論の構築は殆どフリーコー自身の文脈において完成されたが、その中にはカンギレムの内在性と可能性に関する哲学の影が依然として見える。そのため、本論のもう一つの狙いは、その影を顕在化することにある。

本論は六章によって構成されている。第一章の先行研究と問題意識についての説明に続き、第二、三章はカンギレムの規範論を整理する。第四、五章はフリーコーにおけるカンギレムの受容に注目する。最後の第六章は、フリーコーとカンギレムの差異を限定的な範囲で論じる。

二 カンギレムの問題構成——実証主義に対する批判

本章では、まず『正常なもの」と病理的なもの』（以下、「正常と病理」）などのジョルジュ・カンギレムの著作をめぐって、本論の問題意識に関連する限りで彼の規範に関する概念群を整理する。

まず、カンギレムの規範と規範性を理解するために、彼の問題意識の始点を明らかにする。『正常と病理』の第一

部でカンギレムは、一九世紀以来流行っている一つの観念、すなわち、病理的なものを正常な状態の量的な変化だと捉えるという観念と対決することから始める。こうした観念の一人の旗手たる者であるオーギュスト・コントは、フランスの医学者のブルセ (François-Joseph-Victor Broussais) の思想を踏まえ、いわゆる「ブルセの原理」を提起し、コント自身の思想の一つの基盤にしている。コントがまとめた「ブルセの原理」は、一言で表すと、全ての疾病の本質は正常な状態を構成する生体組織における興奮の過剰や不足にあるということになる。つまり、「疾病とは、健康の維持に欠かせない刺激の働きの中で、その強さの単なる変化の結果に過ぎない」⁽⁹⁾。カンギレムによれば、ブルセは彼の『刺激と狂気について』において、人間の活動が可能になるのは、環境が器官に与える影響が、人体に遍在する神経を通じて人体の諸々の組織の興奮反応を喚起させることからであると説明している。こうした図式の中で、人間を疾病に罹らせるのは興奮の過剰と不足という二つの原因である。例えば、酸素の不足は肺に刺激を過小に与え、それを異常に機能させてしまう。逆に、酸素の過剰は肺を過大に刺激し、過興奮にして炎症を引き起こしてしまう⁽¹⁰⁾。

コントはブルセの生理学と病理学についての以上の考察を継承し、さらにそれを普遍的な原理と見なした。ただしコントの趣旨は、生命科学というより、むしろ社会学である。彼は「進歩は秩序の発展に過ぎない」という彼自身の信念を証明するためにブルセの理論を用いており、実際、生命科学の意味で「ブルセの原理」をさらに深化させはしなかった。にもかかわらず、コントがこうした原理に与えた最も重要な寄与は、ブルセの理論に内在しているが俎上に載せられないものに言及したことにある。コントの言葉で説明すれば「病理的状态は生理的状态とは根本的に少しも違わない。生理的状态に対して、病理的状态はある面である延長をなしているに過ぎない。この延長は、正常な有機体の各現象に固有な変異の限界——上限であれ下限であれ——をある程度拡大したものである。病理的状态は、真に新しい現象、つまりある程度で純粋に生理的な類似性を持つことのないような現象を、生み出すことができな⁽¹¹⁾いだろう」。言い換えると、もし病理的なものが正常なものの量的な変化に他ならないのであれば、病理的なも

のは本質的に正常なものと同質なのである。というのも、コントからすると、量的な次元まで還元すれば、正常であれ病理であれ、異なる現象の間には数字上の差しかないため同様の物理学的かつ化学的な法則によって支配されているからである。

もう一人の旗手は、フランスの医学者のクロード・ベルナル (Claude Bernard) である。カンギレムの分析によると、ベルナルは糖尿病における血糖に関する研究を通じてブルセの原理をより一層深めていた。以前から、糖尿病は血糖の過剰によって引き起こされる病だと認識されてきたが、当初医学者たちは、体外から摂取した糖分が消化されないため血糖となり、それが糖尿病の病源となると想定していた。ここで、摂取した消化されない糖分は、「疾病は生理的狀態の外に位置して有機体の外からそれに付け加える一つの実体である」という当時の病理觀の象徴物になっている。⁽¹²⁾ ベルナルは彼の研究を基に、血糖は必ずしも外来の糖分の産物ではなく、有機体それ自体の産物でもあると指摘している。「糖尿病の期間であれ、この疾病狀態以外の場合であれ、血糖は一つでしかなく、不変であり永続的である」⁽¹³⁾。血糖そのものは正常な現象であり、ただその数字上の変化のために病的な象徴となる。もちろん、血糖と糖尿病との関係はベルナルの以後にも絶えず修正されているが、ここで注意すべき点は、血糖を例としてベルナルが構築しようとするのは、正常なものと病理的なものとの連続性である。糖尿病の場合、もし血糖はいつも存在するものであれば、健康な人と糖尿病の患者との唯一の区別は、血糖値の差でしかない。よって、両者とも同じ血糖値の変動の法則に服する。一見すると、これはコントの重視する同質性とは区別されようがない。しかし、カンギレムによると、ベルナルはコントより徹底的に正常と病理との問題を量的な次元まで還元した。というのは、少なくとも、同質的なもの「質」を定義せねばならぬ同質性と比べると、連続性は二つの正反対のものを互いにある性質に還元する必要がなく、媒介を通じて現象を標的にし把握することができるからである。つまり、コントには依然としてまず何が正常であるのかを問う必要があるとしたら、ベルナルにはこうした存在論的な次元での問いが不

要で、数字の変動と現象との関連性を考えるだけで十分なのである。⁽¹⁴⁾

以上のような実証主義的な正常論の中から、カンギレムは概念の曖昧さを鋭く見出した。まずコントの中で、よく使われている過剰と不足は、何かにとつての過剰や不足でなければならぬ。つまり、この「何か」は、過剰と不足が概念として機能を果たすのに先決的なものである。「過剰」と「不足」の曖昧さ、つまり計量的な主張の下でかろうじて隠されているそれらの暗黙のうちの質的、規範的な性格が、コントの場合以上に注目される。有効で望ましいとされた尺度との関係で、従つてある規範との関係で、過剰と不足が存在する。異常を過多や過少によつて定義することは、正常と言われている状態の規範的な性格を認めることである。⁽¹⁵⁾そしてベルナルにも、こうした曖昧さは存在している。彼は確かに量的な次元で、病理的狀態を「正常なメカニズムの不調であり、正常な現象における量的な変異、すなわち過大化または希薄化によるものである」と定義しているが、病理的狀態が「正常狀態の過大化、不均衡、不調和」として語られているとき、不均衡や不調和などの、実際には質的な次元で語られる用語は、量的な次元に還元したい何らかのものを暗示している。⁽¹⁶⁾

この還元の困難さを介して、カンギレムは、疾病が量的な科学的知識によつて認識することができる客観的な現実であるのかを問う。一連の医学をめぐる議論を展開してから、カンギレムは、波長に還元することができる光が人間の目に対して異なる色として現れることのように、数字の変化によつてもたらされる現象は生物にとつて異なる「意味」を持つものであると指摘している。故に、実証主義的な考え方は、性質を数字に還元することによつて性質を否定したにもかかわらず、性質そのものを取り消すことができない。⁽¹⁸⁾数学という完全に中立的な状態においては、全ての現象がそのままの状態で発生し、その中には、正常なものや病理的なものを論じる空間や必要が全くない。しかし、医学を研究する場合には、議論はまず正常なものや病理的なものとは何かを問うことから始まらなければならないのである。というのも、医学には生体を回復させるといふ任務があるからである。カンギレムは医学者のクサブイエ・

ビシヤ (Xavier Bichat) の話を引用してそれを確認する。

生理学における生体の運動は、天文学、力学、水力学、流体静力学などにおける慣性体の運動に相応する。しかし、後者の諸学科には前者に対する病理学のような対応する科学が何ら存在しない。同じ理由で、全ての医薬の理念に対する批判的な考察は物質科学に拒否される。医薬は、ある属性を自然的類型 (type naturel) に連れ戻すことを目指す。しかし物理的屬性は自然的類型を決して失わないので、そこに連れ戻される必要もなかる⁽¹⁹⁾。

すなわち、生物には回復した^{い、い、い}状態 (ビシヤによると自然的類型) が存在するために、医学 (さらに生物学) それ自体は、完全に中立的な科学として機能することができないだろう。正常なものと病理的なものを区別し理解する科学としての医学には、そもそも何が「良い」のかなどの価値に関わる問題が隠れているのである。従って、実証主義のような、量的な考え方から正常に関する問題を扱おうと、実際に研究の対象を取り消す恐れがあると、カンギレムは何度も強調している⁽²⁰⁾。生命科学は、科学であるばかりでなく、生命に関する科学であるため、物理学者や化学者のように研究対象を数字に還元すること、つまり脱価値的なやり方は、価値と密接に関わる医学、生物学などの生命科学の領域において技術的には有用であるが、生命そのものを理解することには無力なのである。

三 生命と社会における「規範」

以上の実証主義の潮流に対するカンギレムの批判を踏まえ、本章では生命という彼の最も関心を寄せる問題をめぐって規範に関わる概念群を明らかにする。

生命をビシヤの言った「慣性体」から区別するのは、カンギレムによれば、まず生命の「力動的極性」(polarité dynamique) というものである。

慣性の原理に基づいた運動の科学である近代力学は、実際、自然な運動と暴力による運動 (mouvement violent) との区別を不条理なものにしていた。慣性は、まさに運動の方向と変化に無頓着なものである。しかし、生命は決して自分に対して作られている条件にはそんなに無頓着なものではない。生命は極性である。食物の摂取、同化、排出という最も簡単な生物学的装置は、一つの極性を表している。食物同化の廃棄物が有機体によって排出されず内部の環境を詰まらせたり内部の環境で毒を発生させたりする場合、これらは全て確かに(物理学的、化学的などの)法則に従っているものであるが、有機体それ自体の活動という規範には従っていない。これは、私たちが生物学的規範性を語る時に指し示したい単純な事実である。⁽²¹⁾

カンギレムの挙げた例から、その力動的極性の意味を読み取ることができる。消化された「廃棄物」がもし外に排出されないとすれば、「毒」になるという過程はもちろん物理学的または化学的な法則に従っているものであるが、生物は依然としてこうした物質を外に排出せねばならない。というのも、生物は「生命は決して自分に対して作られている条件にはそんなに無頓着なものではな」く、生きている間に内外環境から良かれ悪しかれたたくさんの影響を受け、その中でできる限り生命に良い影響を維持し悪い影響を排除しようとするからである。生物は、「慣性体」のように受動的に環境と関係するのではなく、逆に能動的に自身や内外環境を調節し改造する。その過程で、諸々の感覚、動作、意識的または無意識的な判断などが生み出されるのである。さらに、生命の内外環境においてうまく機能が果たされるならば、それらの行動の総体はポジティブな存在状態と言える。逆であれば、ネガティブな存在状態である。一言をもつてすれば、異なる内外環境や条件において、生物が生きるためにその環境や条件に最も、適う存在状態を表

す能力は、生命の極性なのである。そして、「力動的」という修飾語は、生物が異なる存在状態の間で切り替わるという意味で理解されるべきである。「医学が生命の技術として存在するのは」生きている人間は、自身を病理的だと見なすからである。従って、「生体は」生命の力動的極性との関連において、ネガティブな価値の形として現れるものとすある状態や行動を回避したり修正したりせねばならぬものと見なすのである⁽²²⁾。回避や修正などの行動を通じて、ネガティブで恐ろしい状態から離れてポジティブで望ましい状態に入ること（または疾病に罹る場合、後者から前者へ入ること）は、その極性における力動的なものである。従って、物理学的または化学的な観点から見ると無意味なものは、生命の力動的極性において、排出されなければ生命に害があるものになる（ポジティブな生存状態からネガティブな生存状態になる恐れがある）ため、必ず排出せねばならないのである。

まさにこの生命の力動的極性の観点から私たちはカンギレムの独自の規範論を把握しよう。既に論じたように、生命が有する力動的極性は、生命を法則に従っている機械論的な世界から分離して、価値と選択のある、可能性の領域に導入する。その領域を、カンギレムは「規範」と呼んでいる。「規範の質は、その事実の性格よりも、むしろ規範の使用によって決定される。この使用は、価値と関連している。規範は、現実の領域を決定する価値を表現する⁽²³⁾」。そして、規範という概念装置を通して、カンギレムは、正常とは何かについて答えることができるようになっていいる。一言をもってすれば、規範に従えば正常であり、反対に規範から逸脱したら異常である。「生命の力動的極性に照合することによって、類型や機能を正常なものと見なすことができるのである。……正常状態なしには異常なものとは異なるのではない⁽²⁴⁾」。正常は規範抜きで語られるものではない。というのも、「正常」は、そもそも一種の価値的な言説であり、規範という価値を措定する領域においてのみ、可能になるからである。

ただし、ここで注意すべきなのは、規範と正常は論理的に異常に先立っているにもかかわらず、異常は、「存在として先である (existentiellement premier)⁽²⁵⁾」。というのは、「健康状態とは、主体が自分の身体について意識しないで

いる状態である。逆に、身体についての意識は、健康に対する限界感、脅威感、妨害感の中で与えられる。これらの表現を完全な意味で説明すると、正常という生きた概念が、規範への侵害の可能性に依存しているということを意味する」からである。⁽²⁶⁾つまり、原初的な規範自身は、無意識的に機能するものであり、必ず自身が違反され破壊された場合のみ、意識されるのである。しかしながら、一旦規範が意識されるようになったら、生物は既に回帰不可能な原初性から離れ異常という状態に滑り込んでしまう。⁽²⁷⁾それ故、異常なもの及びネガティブな経験は、正常なものや規範を考へることのきつかけとなる。逆に、規範についての思考の開始は、常に異常な状態からの離脱、及び正常な状態への回帰の願望と意図を意味している。ここに私たちが読み取りうるのは、規範は既に与えられた経験に対する否定であること——カンギレムの言葉でいうならば、こうした否定は「否定操作 (opération de négation)」に、異常性により喚起された修正に従属している」ものであり、⁽²⁸⁾ある規範から別の規範への変動の可能性でもある。もし具体的な生命が必ず一つの具体的な規範であれば、生命一般は規範的 || 規範形成的 (normatif) なもの、すなわち規範性 || 規範形成力を持つものである。それは異なる環境において異なる存在状態を表現する生命の力動的極性に基づいて成立できる概念である。生命にとって、内的であれ外的であれ、環境は絶えず変動しているものである。従って、一旦、古い規範が新しい環境に適応できないようになると、その新しい環境とそれによってもたらされる生命にネガティブな価値は、一種の否定されるべきものとして、生命による自己と環境の調節と修正を通して、それらを否定し再編成する。結果として、新しい規範が作り出されるのである。こうした「古い規範から新しい規範へ」変動する能力は、規範性というものである。⁽²⁹⁾

規範と規範性は、確かに最終的には生命の中で表現されるものではあるが、生命それ自体としか関係しないものというわけではない。既に論じたように、規範の形成と規範性の達成は、必ず環境との関係の中でなされるのである。カンギレムはヤーコプ・フォン・ユクスキュル (Jakob Johann von Uexküll) による環境 Umwelt (milieu) と周囲

Umgebung との区別を継承している。Umwelt は生物が自身を可能にする環境を指示しているが、Umgebung は文字通りに「周りの既に与えられたもの」(Umgebung) としての地理的な環境である。この区別を踏まえて、カンギレムは、環境は周囲からの選択的な抽出であり、価値的な判断の基準である規範に従って構築された有意義な空間であると主張している。³⁰⁾ここで、私たちはさらに明瞭に規範の両義性を見いだすことができる。すなわち、規範は、先決的な価値の基準であると同時に、価値が実現された後に形成して行く「生きる形式」(forme vivante) である。確かに、先述した「価値と選択のある可能性の領域」という規範の定義から、既にこうした両義性を意識できるが、まさしく環境との関係、特に環境に対する改造の中から、こうした両義性はより顕在になっている。規範は、環境に適うことから生まれてくる生きる形式のみならず、同時に「既に与えられたもの」に意味と価値を付与して環境を再編成する行動を促す価値規範である。³¹⁾生命一般は、多かれ少なかれこうした能力を有するが、より能動的で大規模に環境を改造する能力は、人間に特有の能力と言っても過言ではあるまい。

ある意味では、人間は古い環境の変化を受動的に耐え忍ぶのではなく、新しい環境を創造することができる限り、ヒトという種において淘汰はないのであり、また別の意味では、人間における淘汰は、人間があらゆる環境において実存し、抵抗し、技術的・文化的に活動しうる生体である限り、その極限的な完成に到達してしまっているのである。³²⁾

ただし、環境に対する人間のこうした改造は、個体としての人間では不可能であり、集団としての人間によってのみ可能になる。それ故、人間の規範の形成は、集団としての人間、つまり社会との関係の中でのみ語られうるのである。「実際に、人間的な生命条件においては、社会的な慣習規範が生物学的な訓練規範に取って代わっていることを忘れないようにしよう」³³⁾。一九四三年の初版の『正常と病理』においてカンギレムは、もっぱら有機体あるいは生命一般

を論じており、人間的生という特異性のあるテーマにあまり触れなかった。しかし、既に引用した『生命の認識』中の思考を通して、二〇年後の『正常と病理』の再版の中で、彼の議論は生命一般から人間的生まで移り変わり、社会と規範との関係に重きを置いている。

以上のように、人間の生物学的規範、つまり、ある種のポジティブな生きる形式の形成は、必ず社会的規範を通じて達成される。この意味で、社会的規範は人間の生物学的規範の中に含まれているとも言える。だが、社会的規範は生物学的規範に等しいというわけではない。社会的規範を生物学的規範と同様に取り扱うという考え方は、実際には社会にある種の有機体あるいは生物と同一視することである。カンギレムはこうした考え方を拒否している。なぜなら、社会とその構成部分である個人との関係は、有機体とその構成部分である器官との関係とは全く違うからである。器官は、有機体の生存という総合的な枠組みと目的の下でのみ機能を果たしうる。「生物学的な」欲求がある装置を通して現れたり満たされたりするにしても、その欲求の中核は、全体としての有機体である。同様に、欲求の調節が、神経系と内分泌系を通じて行われるにしても、諸部分の総体への統合を示している⁽³⁴⁾。つまり、諸器官は、互いに部分的なものではなくて、有機体の中で直接性 (immediate) を示しあっているわけである。器官の有機体における存在状態と比べると、個人は、まず自らの価値と行動の目的を持つ、一人ひとりの独立した個体であり、社会の要請と規範に必然的に適合するわけではない。「しかし、個人が何らかの社会でその社会の欲求と規範に疑問を抱き、それらに異議を唱えること——これはその欲求と規範が社会全体のそれではないことの例証である——だけで、……抑えられている意見や潜在的な対立の場としての社会が、一つの全体として自任することができないのが、十分にわかる。個人が社会の究極目的を疑問視するならば、それは、構造上可能な集団的活動が一体化している目的を、社会がまさしく欠いているために、諸手段をうまく統合していないということの例証ではなからうか⁽³⁵⁾」。社会における諸個体は、その個性が故に、実際には諸器官のように生物学的規範に等しい社会的規範を自然的に形成することができ

ない。社会と個体とは、そして個体と個体とは、実際のところ、互いに避けられない外在性を示しあっている。そのため、カンギレムからみれば、社会の構成は有機的な構成というよりも、むしろ機械的な構成というべきである。「組織体における社会的な諸機械の外在性は、一つの機械における諸部品の外在性とは違わない」⁽³⁶⁾。

もちろん、社会は機械的な側面を持つということは、社会が規範を作り出すことができないことを意味しない。そうではなく、カンギレムによると、社会は生命の有機的な活動を模倣するという形で、自己の規範を作り出してくるのである⁽³⁷⁾。では、社会は如何にして生命の活動を模倣するのか。ここで、カンギレムは技術に関する議論を引き入れている。「アリストテレスが、技法は自然を模倣すると言ったのと同じ意味で、社会的組織体の諸現象は、生命組織体に対する模倣である。…社会的組織体は何よりもまず、情報を探し受け入れたり計算したり決断を下したりする諸器官＝機関 (organe) を発明する」⁽³⁸⁾。ここで、「諸器官を発明する」ことは、社会的な組織の現象が常にある種の器官の機能の増幅と延長として現れることを意味している。例えば、統計学は計算の機能の延長であり、車は移動の機能の増幅である。生物は自己の器官で周囲と相互作用を結成し正常な環境を選出したり構成したりするのと同様に、人間社会は、自らの価値に合う正常な環境を作り出すために、個々の構成員を諸々の組織へと編成してさらにそれを通じて価値を実現させるのである。こうした編成の過程の中から、二つのものが生じてきた。一つ目は経験的な次元で見られる人間の行動能力を向上させる人と物の配置の方法であり、二つ目は理論的な次元で語られる編成や配置方法を説明する体系的な認識である⁽³⁹⁾。こうした方法と認識は、共にカンギレムにおける技術というものを構成している。こうした正常な環境を作る技術は全体として、カンギレムによつて、「社会的器官」(organe sociale) と呼ばれている⁽⁴⁰⁾。器官の機能の延長と増幅としての技術／社会的器官を媒介に、社会は個体の生命より広い範囲で、価値や可能性としての規範を実現し、正常な環境を作り出すことができるようになる。まさにこの意味で、社会は生命の活動を模倣している。ただし、如何にリアルな模倣であっても、忘れてはならないのは、社会はやはり生命に等しいもの

ではないということである。というのも、先述したように、社会の各部分は互いに外在性を持っているからである。⁽⁴⁾さらに、特に注意を払うべきなのは、社会は技術の主体であるのみならず、それ自体も技術の産物なのである。

カンギレムの以上の議論からみれば、技術は人間の行動能力を向上させる方法と認識とによって規範を実現するものとして定義されている。そして社会が人間における規範的生と密接に関係するものであるのは、社会それ自体が人間を周囲によりよく適応させるからである。従ってこの意味では、社会それ自体の編成とその内部の人と物の配置は必然的に技術の産物、あるいは技術的なものである。ひいては、社会の諸構成部分が互いに持つ外在性をも連想するならば、カンギレムの枠組みの中で社会を語る時に、社会は単一の技術の産物ではないことはすぐに意識できるだろう。カンギレム自身はそれについてはつきりと展開していないが、以下のように触れたことはある。「『正常』という言葉が出現した一七五九年と、『正常化された』(normalise)という言葉が出現した一八三四年との間に——イデオロギー的な幻想の絶好例であるが——ある規範的な階級が、諸々の社会規範の機能と社会規範に対する彼らの利用(さらに彼らが社会規範の内容を決めた)を同一視する権力を手に入れた⁽⁴⁾」。社会という空間を自分の生に有益な環境にするという規範性の要請のために、社会の各部分には他の価値に基づいた規範を自らの規範に置き換える、少なくとも適応させる意図がある。こうした意図は、実践的な次元で、ある技術は別の技術と合流し、あるいは別の技術を征服するという形で表現されている。一旦、ある部分が優位を取れば、社会規範と彼らの規範を「同一視する権力を手に入れることができるようになる。ただし、たとえこうして勝利した規範をめぐって築き上げられた社会の中にも、規範性に基づいて、逸脱の現象及び対抗する技術、すなわち勝利した規範に沿わず、「異常」だと見なされるものが常に生じたり蘇ったりするので、単一の技術の産物としての社会は、優位な部分の観点からのみ語られうる想像またはイデオロギーなのである。比較的に優位な部分と比較的に劣位な部分との競争の中で、正常化(normalisation)の問題が浮かび上がってくる。既に論じたように、異常は相対的なものであるが故に、いずれかの規範に基づいて観察し始め

れば、相応しい異常を見ることができ。従って、正常化はいずれかの規範と共に現れるものであり、規範性の産物とも言えるのである。とはいえ、既に見られたように、社会において、主導的な規範は、隷属的な規範を絶えず修正し自らに適應させ征服することが極めて必要なので、正常化は主導的な部分に正常な環境を作り出す一方で、隷属的な部分の規範性を制圧し、少なくとも方向性を付与し無制限の規範形成力を規制・調節するのである（もちろん、こうした規制・調節は主導的な部分自身にも適用される⁴⁶）。この過程で、正常化の論理が形成される。正常化は人間の規範性の産物であるにもかかわらず、規範性一般と距離を置く。具体的に言えば、その目的は、規範性一般を促進または維持することではなく、逆にある所与の規範に基づいて、その規範の存続と、その規範によって規定された方向性に従う規範的な生成、すなわち特定の規範性を促進し維持することにある。そのため、社会的な正常化においては、規範的なものや規範性の代わりに、正常なものや正常性の形成が重要になるのみならず、正常化自体も、特定の規範を作り出すまたは選択する機能、そして正常なものを決める機能を果たしている。つまり、生物学的規範性に対する模倣としての社会そのものの規範性は、正常化の形を取っている。

このように、規範をはじめとするカンギレムの概念群についての整理を通して、私たちは以下のことを看取することができる。ありとあらゆる生命には規範性が存在する。この規範を形成する力を通じて、生物は内外環境との相互作用の中で規範、つまり生きる形式と可能性の領域を産出する。人間は、一種の生物として、言うまでもなく規範性を有しており、特有の規範に基づいて自己に有益な環境を作成することができる。ただし、人間という生物における規範の特異性は、人間が社会という形式または社会的生によって他の生物より広い範囲でうまく生きることができるようになることにあるため、社会及び社会的生とその規範の形成は、人間的生とその規範の形成を論じるときに極めて肝心な主題となる。そして、既に述べたように、社会は有機的なものではないが故に、社会における各部分と各規範との間で避けがたく競争的な関係を結成する。結局、ある規範による正常化が問題となる。さらに、人間にとって、

価値と可能性としての規範の実現は技術によるものであるため、社会及び社会的生の形成に関わる議論は、正常化の技術に関わる議論が必要不可欠である。以上のカンギレムの問題領域を踏まえて、次の章では、フーコーが如何にカンギレムの拓いた問題領域において思考していたのかを取り扱う。

四 フーコーの権力論におけるカンギレムの受容(一) 生政治をめぐる

前章で取り扱った概念群から、既に中後期のフーコーにおける一連のキーワードを見ることができている。実は一九七五年の講義『異常者たち』において、一八世紀に新しく見えるようになった規律権力の輪郭を引いてから、フーコーはこの規律権力の目的はカンギレムの正常化、つまり合規範化の次元で理解すべきだと、カンギレムからの継承を明白に示している。⁽⁴⁴⁾ 本章では、生政治をめぐるフーコーの仕事におけるカンギレムの受容を明らかにする。

フーコーにおける生政治論は、二つの部分によって構成されている。一つ目は個人の身体に注目する規律権力であり、二つ目は人口をめぐる生政治(個人と人口に注目する、全体としての生政治と区別するために、以下、「生権力」)である。それらは各自の論理に沿ってカンギレムの規範の概念群と関係を結ぶ。

一九七八年の講義『安全・領土・人口』の中で、フーコーは規律権力による正常化を総括している。彼によると、規律権力はある目的を提示し、この目的の達成のために使われる対象をできる限り観察・修正可能な最小限の単位へと小分けにする。そして、目的の達成に最適な単位の配置と編成を確定する。続いて漸進的な訓練と恒常的な制御の体制を作り出し、最後にこの配置と編成による体制に適うかどうかを規準にして正常なものと異常なものどちらかを決める。⁽⁴⁵⁾ フーコーのまとめから、正常なものと異常なものとの区別、及びその区別による正常化を可能にするのは、最適な配置と編成とそれによる体制＝規準であることを看取することができる。従って、フーコーは規律的な正常化

に言及するときに、実際にはカンギレムと同様に、規範が根本的に優先されることを強調しているのである。さらに、フーコーは、規範確立＝規範化 (normation) という造語で、先決的な規範に基づいて形成する規律的な正常化の特徴を表している。

フーコーの文脈においては、この規律的な正常化が以下の意味で特に問題となる。周知の通り、フーコーは一九七六年の『知への意志』において、権力は抑圧であるという抑圧の仮説に決定的に批判的な態度を示した。フーコーは権力と性との関係を出発点にして、伝統的な権力論は殆ど、権力を法という論理上と形式上一貫した形を取って排除と否定の仕方によって対象と関係を結ぶもの、すなわち主権的権力として捉えていると指摘する。しかし、主権的権力によって、近代以来絶えず生まれてきた、諸々の新しい権力とその効果 (effect) をうまく説明することができない。従ってフーコーは、権力が抑圧的でネガティブなものという定見をやめて、生産的でポジティブなパースペクティブから権力を理解すべきと主張する。⁽⁴⁶⁾しかし他方で、『監獄の誕生』というほぼ同時期の研究によって示された規律権力は読者にポジティブな印象を与えているとは言いがたい。

一望監視監獄をモデルとした規律権力の構造において、具体的な場合に監視者がいるかどうかは実は重要ではない。被監視者が、遍在する権力のまなざしに監視される可能性が自分にあることを意識したとき、規律権力はうまく機能することができる。けれども総体的にみれば、こうした権力関係の体制を根本的に確保するために、あるいは「権力のまなざし」そのものの存在を意識させ信じさせるために、一望監視的な規律権力の中心部には主権者という最高権力の実体を置かなければならないのである。従って、フーコー自身の反省によれば、規律権力が「最も古い主権者の最も古い夢」であるとも言える。⁽⁴⁷⁾他方では、「従順な身体」を形成させるために行われる絶え間ない訓練と矯正の中で、外部から規範を直接に身体の間々まで刻み込むときに、規律権力は常にある強制力の形によって身体に介入し、その自由を制限して既有的規範を排除するというネガティブなイメージで観察されている。⁽⁴⁸⁾以上のように、規律権力

が抑圧的な性格を持つことは確かに事実であるだろう。しかしもしそうだとするならば、それをポジティブに理解することはフーコーの文脈においてなおさら問題となる。ここでの手がかりは、まさに規範という規律権力の体制で先決な位置を占める概念にある。ただし、フーコー自身の反省を踏まえると、私たちが明らかにすべきなのは、規律権力が抑圧的な側面を持たないということではなく、むしろフーコーがカンギレムの分析を通して生産的な側面を獲得した「規範」に関する概念群を使うとき、彼は、何よりもまず規律権力のポジティブな側面に注目しそれを明らかにしようとしたということである。この側面は、伝統的な権力論が常に忽せにしてしまったものである。

既に述べたように、『異常者たち』においてフーコーは、自分がカンギレムを継承したことを認めている。カンギレムが規範を「価値と選択のある可能性の領域」と捉えると同様に、フーコーもカンギレム的な意味で規範を理解している。「規範の役割は、排除したり拒否したりすることではない。逆に、それは常に介入と改造のポジティブな技術、ある規範的なプロジェクトと結びついているのである」⁽⁴⁹⁾。カンギレムによると、力動的極性によって定義された生命には、環境に最も相応しい規範を構築する傾向があるため、その規範は、生に有益または有害なもの、すなわち価値を規定する。さらに規範はその価値を実現の可能性として、潜在的な行動の仕方を引き出して作り出すという役割を担うのである。従って、規範はあるものを価値のないものと見なして低く評価し、規範による行動から排除すると同時に、実は価値のある方向性をも示し、さらに価値の実現のための新しい行動の生産的な空間を拓く⁽⁵⁰⁾。

フーコーはカンギレムのこの規範論に、「規範には権力への志向が備わっている」ということと、「規範は」権力の行使を基礎づけ正当化する出発点となる」ということを読み取った⁽⁵¹⁾。まさしく規範そのものが備わっている価値の配分の機能は、規範に権力の行使を基礎づけ正当化することができる。確かに規律権力は、立法を通して合法性の原理に基づいて行使される主権権力となることが可能であるが、それはまず、対象を「より良い」状態まで導くという規範的な理念に従って行使されるのである。従って、ある規範は規律権力の体制を通じて集団の内部で広がる時に、同

時にある価値の実現に最も適切な仕方を採用する要求を集団に課する。ある価値を実現するという目的において、ある規範の普及は、価値をよりよく実現することの意味する（工場の生産性や兵士のスキルの向上のように）。規範の普及、すなわち正常化の過程で、確かに抑圧的な側面を見いだすことができるが、その側面は、総体的にいえば、生産的な側面に従属する。正常化の論理において、ある古い規範を抑制し排除することは、常にこの古い規範より生産的で「良い」新しい規範が代案となりうることを前提する。抑圧はその新しい規範の存在によって保証されるのである。

「製造し、創造し、生産するメカニズムこそが「正常化をめぐって行使される規律権力の」中心にあり、抑圧は付随的で副次的なものにすぎない」。⁽⁵²⁾ フランソワ・エワルドが強調したように、規律は直接的に規範と等しいものではない。個人の身体と身体の訓練に注目する規律は、価値と方向性を指示する規範なしには、単なる制限に過ぎない。規範が規律権力の行使の基礎となるならば、規律権力は、隔離と閉じ込めのような消極的な段階に留まらず、対象に積極的に介入する権力の形式になることができる。⁽⁵³⁾ 従って、規律権力は規範をもって正常なものと異常なものを定義する過程で、必然的に規範に適わないものを異常なものとして排除するけれども、この排除されたものとの関係を断ち切るうとするわけではない。逆に、そのものを絶えず回収し、規範に合う正常なものへと変化させようとしている。まさしくこうした正常化の中でこそ、異常なものを認識するという問題が提起される。異常なものや逸脱者をめぐって、一連のそれらに関わる体系的な知と言説は成立したり、絶えず正常化の技術にフィードバックしたりしている。こうすれば、規律権力は、規範の調整や再確立、または正常化の技術の改善によって、排除されたものを再び正常なものの中へ回収しうる。⁽⁵⁴⁾ 結局、知と権力との相互作用の枠組みの中で、フーコー的な「排除を通じた包摂」が見える。

こうしたフーコー的な「排除を通じた包摂」の中で、新たな経験が識別され、この経験をめぐる新たな言説が語られる。⁽⁵⁵⁾ そして新たな経験と言説の増殖に伴い、規律権力の生産的であるために獲得したポジティブな性格が私たちに見えるようになるのである。カンギレムは規範と権力との関係にあまり関心を払わなかったが、フーコーは、カン

ギレムの「技術が規範に対する認識を生産する」及び「技術が規範を実現する手段」という観点における「技術」を、ある種の関係と配置を実現し何らかの効果をもたらす（権力）意志の手段として捉えることを通して、権力と規範との関係を深めていった。権力は、規範から一方的に影響を受けるわけではない。権力が規範を実現するうちに、新しい知は生産されるばかりでなく、同時に規範が行う価値を判断し配分する機能に影響を与える。そのため、実際には権力は規範を調整し創造する機能を有する。「規範」や「正常化」などのカンギレムの用語はフーコーに、規律権力のポジティブな性格を表すことができる概念装置を提供した。だから、カンギレムの観点をまとめた後、フーコーは、「正常化をポジティブで技術的かつ政治的なものとして考えるやり方を、「ネガティブでなくポジティブな」セクシュアリティの領域に関する歴史的研究に利用したい」と言った。⁽⁵⁶⁾

『安全・領土・人口』における、個人を対象とした規律権力と区別する、人口を対象としたもう一つの権力類型、つまり生権力に対するフーコーの下した定義に立ち戻ろう。フーコーにとって生権力は、ある目的の達成のために人為的な合理的規範を出発点にして正常なものと異常なものを判断し正常化を行う規律権力と違い、対象を測るという形（多くの場合、統計学の形）によって、対象における「自然的な」分布あるいは傾向性を発見し、それを「正常なもの」(le normal)として捉えるものである。さらに、多種の「正常なもの」の中に、生権力は都合の良い分布や傾向性を読み取り、相応しい規範として捉え、正常化の基準系として操作上の機能を果たさせる。⁽⁵⁷⁾ここで用語の使用から、フーコーの思想とカンギレムの思想との親縁関係を看取することができる。カンギレムからみれば、正常性は、生物学的な次元で生命一般が規範性を持つ持続的な状態を意味しており、社会的な次元で、正常だとされた規準に持続的に合う状態を指している。このようなカンギレムの社会の正常化に関する総体的な考え方をフーコーは、個人に関する規律権力の正常化と社会や人口に関する生権力の正常化という二つの状態に分けるのみならず、規範に先立つとされた「正常なもの」が政治の領域において如何に誕生するかを、歴史的に考察している。先述した通り、規律権力

においては、規範がまず「発明」され、それに合うかどうかを判断する規準になる。逆に、生政治においては、まず、ある「正常なもの」が統計学によって「発見」され、さらに規範と維持されるべき正常性の基礎になる。⁽⁵⁸⁾

以上のまとめから、フーコーの分析における正常性の形成に最も重要なものは「自然的なもの」あるいは自然性(naturalité)の発見であることを見いだしよう。フーコーによると、一八世紀の「権力技術の領域には、一つの自然が入ってきた。主権者がこの自然に対して、この自然の上に、この自然に抗して正義なる法を課してはいけない」⁽⁵⁹⁾。こうした自然性は、人口という人の集まりの特有のものであり、本性の意味で理解されるべきものではなく、ただ観察され理解されることができる、「人間が共に住んだり集まったり交換したり働いたり生産したりする時に自発的に発生する」、規則的(Regulier)なことの総体であり、「実効的な現実の水準で」捉えられるものしか指し示さない⁽⁶⁰⁾。政治経済学をはじめとした一八世紀以来の諸人間学によって「発見」されたこうした自然性は、まさしく効果をもたらし、現実であることとされたが故に、統治の真偽性を測定する役割を担う、真理を産出する「真理の領域」(champ de vérité)⁽⁶¹⁾となる。例えば、市場と価格をめぐる分析の中で、フーコーは、一八世紀以来、市場は自然性を内包する領域であるため、人間の営為によって変えられない自然的なまたは自発的なメカニズムを生み出すのみならず、もし人間がこうした自然的メカニズムを干渉せずに放任すれば、統計学によって「自然価格」(prix naturel)や「正常価格」(prix normal)の形成を発見することができることを指摘している。このような「自然価格」や「正常価格」は、生産と需要との適切な関係を表しうるものである。「価格が市場の自然的メカニズムに適合的である限りで、その価格は、統治実践において間違いない統治実践を識別することができる真理の一つの基準を構成する。言い換えれば、まさに市場の自然的メカニズムと自然価格の形成によって——それらに基づいて、統治が行うこと、つまり統治が取る措置や統治が課す規則を見る時——統治実践を偽であるとしたり真であるとした

りすることが可能になるのである⁽⁶²⁾。ここで、「正常な」と「自然的な」という二つの用語が混用されているが、自然性と正常性との間にはギャップがあることを意識せねばならない。フーコーが指摘した通り、自然性は、それ自身が価値と結びつくのではなく、繰り返し現れる、単なる傾向性に過ぎない。どの自然性が選択されるのか、どの正常なものが他の正常なものより「正常」だとされ、規範として見なされ、持続的な維持を要請する正常性となるのかなどの問題に答えるのは、「正常化」である。ここでの正常化は、技術が同時に認識することと効果をもたらすことという二重の意味を踏まえると、規範が確立された後に対象を規範に合わせる技術というだけではなく、価値を付与し規範を決める技術でもある。従って、フーコーは、生権力の歴史において、「問題はもはや規範化≡規範確立ではなく、むしろ厳密な意味で正常化こそが問題だ」と指摘している⁽⁶³⁾。要するに規範化は、人間が人間の何らかの主観的な目的に従って規範を作り出すという意味で語られる。正常化は、人間の主観的な判断の外に位置すると考えられる状況を、主観的に規範として受け入れることを意味する。後者の意味で、特定の自然性が「正常なもの」と見なされ規範として扱われ、さらに真理の領域になるのは、正常化を受けねばならないのである。正常化は、自然性が統治の問題領域に入るための入口を構成する。

一旦、正常化された／正常だとされた自然性が真理の領域とされ始めるようになると、この自然性をめぐって、統治に対する新たな問題が提起された。それは、如何に統治対象の自然性に従って統治するかという問題である。もし統治対象がその内在的で変えがたい自然性に基づいてある秩序を産出することができるのであれば、干渉を減少させて、ひいては自由放任を行うことが自然性に従う合理的かつ効率的な統治の技術となるに違いない。しかし、問題となるのは、実際には、自由放任を行えば異なる効果が生まれるはずだということである。よって、都合の良い傾向性及びその効果を如何に強め、都合の悪い傾向性及びその効果を如何に弱めるのかは、生権力が直面せねばならぬ課題となる⁽⁶⁴⁾。つまり、「自由放任」は、統治の不要というよりも、むしろ新しく効率的な統治の技術を呼びかけるの

である。

ただし、もし人口と内包する自然性が、統治されるべきであるがそれ自体には統治を拒む傾向がある自然現象と見なされていれば、権力は人口そのものに施されるべきではない。従って、カンギレムを踏まえてフーコーは、この統治実践のジレンマを克服するために、環境が媒介として権力の対象となると指摘している。⁽⁶⁵⁾ というのも、自然性の発見に伴い、人間は政治的な領域において法的主体の角度のみならず、同時に自然現象としての人間、あるいは「ヒトという種」(espèce humaine)、すなわち生物学の観点から理解され始めたからである。⁽⁶⁶⁾ 人間はまさに生物であるが故に、異なる環境の下で様々な反応を示す。人口ではなく環境における諸々の要素を調節し編成して、環境の中で存在する人口のある反応を引き出し導き出すことを通じて、権力は、間接的な形で統治対象に施されるようになる。同時に、対象における自然的メカニズムに違反しないことができるようになっていく。生権力的な正常化は、こうした環境に対する統治において認識されるものである。つまり、ある環境を絶えず維持し強化することによって、統治対象はある正常性の社会的規範において合規範的＝正常な生活を送ることを確保するのである。人口が統治されべきではない対象と考えられるにもかかわらず、人口における自然性は、人を異なる環境の中である秩序を形成させることができるため、こうした自発的な「自由」の能力は、実際、生権力的な統治をうまく機能させる、あるいはより効率的で少なく統治することが可能にする基礎となっている。「統治実践は……市場、売買、所有権の行使、議論、必要であれば表現などの、いくつかの自由が実際にある限りにおいてのみ機能しうる。従って、新たな統治理性は自由を必要とし、新たな統治技法は自由を消費するのである。自由の消費、言い換えれば、新たな統治は自由を生産せねばならないことでもある。自由を生産し組織せねばならない」。⁽⁶⁷⁾ 結局、こうした自由の生産と運営を狙う生権力的な正常化から、フーコーの強調している権力の生産的かつポジティブな性格が見える。

以上の分析から、中後期のフーコーが規範をはじめとしたカンギレムの概念群の影響の下で、ポジティブな権力論

を發展させてきたことは明白である。しかしこの権力論は、批判的知識人のフーコー自身に対して、権力が抑圧を行わないとしたら、抵抗は如何に可能であるのかという問題を提起した。次の章ではこの問題を取り扱う。

五 フーコーの権力論におけるカンギレムの受容(二) 抵抗をめぐって

ジル・ドゥルーズは、はじめてこの問題に気づいた人かもしれない。フーコーへの手紙の中でドゥルーズは以下のように指摘した。生産的かつポジティブな権力論の成立に伴い、実際には、全ての抵抗が再コード化と再領土化の問題を前にせざるを得なくなる。結局、フーコーは、抵抗現象に改めてステータスを与えざるを得なくなってしまう。⁽⁶⁸⁾

ドゥルーズの示唆した通り、七〇年代末のフーコーの権力論は、二重の次元で抵抗の意味を解消してしまう。一方では、規律権力と生権力によって構成される生政治は、主体に規範を付けることを通じて、主体に「自由の条件」を獲得させるのである。⁽⁶⁹⁾このように統治される過程の中で、確かに主体は、一定の制限を押し付けられて不自由な状態に陥るかもしれないが、結果として、主体はより自由になる可能性を獲得することができるようになる。よって、抑圧が解消されるにつれて、抑圧に抗する法権利とされた伝統的な抵抗の基礎も弱められている。何ととっても、普遍的な意味でのより健康な生命やより快適な生活は、抵抗を必要ではないものにする。他方では、規律権力的な正常化及び生権力的な正常化を核心とした生政治は、既にその論理の中で異常なものとの逸脱したものの存在を予想しているため、まさにそれらを絶えず回収できるようになることによって、生政治の統治は完成に至るのである。従って、正常からの逸脱は、この意味で、生政治に対する抵抗というよりも、むしろ生政治に対する増強と言える。このように理解すると、私たちは如何なる意味で抵抗を期待することができるのか。あるいは、フーコーにおいて、抵抗が如何に成立することができるのか。

ここで、しばらくカンギレムに立ち戻る必要がある。カンギレムのな枠組みからみれば、抵抗が不可能なわけではない(ただし、彼は「抵抗」という言葉を使っていない)。彼の考えによると、人間は一種の生物として、もちろん規範性を有する規範的な存在である。一方では、人間には異なる環境を構築する能力と、異なる環境の中で異なる規範を形成する能力がある。新たな規範の形成は、常に既存の規範の無効化を意味する。従って、既存の規範に対する抵抗は、一種の生命現象であり、生命に内在する行動であるとも捉えられている。こうした生命現象には、それ自身の内在性のため、法権利的な言説によって論証される必要がないのである。というのも、法権利的な言説は、意味がないというわけではないが、正常化に関わる文脈において正常化の戦略と見なされうるからである。つまり、法権利的な言説は、合法的な抵抗と合法的ではない抵抗を区分けすることによって、規範的な力による抵抗を規制あるいは調節し、統治システムの中に整理して組み合わせるのである。さらに、社会的規範は、カンギレムの指摘するように、常に外部的なものなので、生命そのものの内在性と完全に重なり合うこと、あるいはその内在性に取って代わることができない。そのため、社会と生命との緊張関係は必然的で無限に繰り返すものであり、抵抗はその繰り返す運動に位置する。他方では、たとえ抵抗現象とそれによる新しい規範には常に再び既存の規範の中に回収される可能性があるとしても、一旦、逸脱現象が現れると、それを可能にする条件は、実は新しい可能性として生命に内在化されるのである。新しい可能性は、逸脱がたとえその条件がなくなっても、依然として潜勢力として存在できることを意味する。それを踏まえて、新しい可能性はさらに以下の三点を意味する。第一に、同様あるいは類似する条件が再構成されると、逸脱は再現されること。第二に、既存の規範はその可能性を完全に消化すると、それ自体も通常の軌道から外れて新しい規範と見なされうるようになること。第三に、こうした新しい可能性は、生命現象の起点を新しく構成し、その起点に基づいて、新しい逸脱、新しい抵抗は引き続き可能性の形として現れるということ。この内在性と可能性をめぐる抵抗論は、カンギレムにおいて生命の「誤謬」(erreur)を犯す能力と呼ばれている⁽²⁰⁾。まさに生命と外部との無限

のゲームにおいて、抵抗は常に可能性として成立することができる。

カンギレムの内在性と可能性に関する考察は、フーコーもある程度共有しているに間違いはない。『知への意志』の中で彼は、自分の権力論を明らかにし始めている。

権力という語によって、まず理解すべきだと思われるのは、無数の力関係（rapport de force）であり、それらが行使される領域に内在的にかつそれらの組織の構成要素であるようなものだ。絶えざる戦闘と衝突によって、それらを変形し、強化し、逆転させるゲームである。……権力は至る場所にある。……「ある」権力（le pouvoir）とは、その恒常的かつ反復的な、慣性的かつ自己生産的な性格において、これら全ての可動性から描き出される全体的な効果に過ぎないのである。……権力とは、制度でも構造でも一部の人々が持っている力でもない。ある社会における錯綜した戦略的な状況の名称なのである。⁽⁷⁾

「力関係」という表現によって、権力は力的なものであると同時に関係的なものでもあることが明らかになる。この力は、物理学的な意味での力ではなく、権力における効果をもたらず側面なのである。⁽⁷⁾ それらは常に、諸々の変動の中に位置して、何かを変化させ効果を生み出す。そして関係とは、様々な力が効果を生み出すうちに相互作用を可能にするものである。一見すると物理学的な見方であるが、実際にはその関係は、ニーチェ的な「力への意志」の意味で捉えられるべきである。すなわち、力に内在する、関係を結ぶ意志の補完なしには、力と力との間の状態は瞬間的な衝突と交差としてしか考えられず、それらの間の差異は、強さや弱さなどの質的なものではなくて量的なものに過ぎない。さらに、変化、増強と逆転などの関係的な活動も生み出すことができまい。⁽⁸⁾ つまり、その「力への意志」がなければ関係は生じることができないのである。フーコーは、権力関係が各種の関係の「分割、不平等と不均衡」、すなわち性質上の差異による「直接的な効果」であると主張している時に、その関係を結ぶ内的な意志の存在を指し

示している。

以上の力関係の様態、つまり「絶えざる戦闘と衝突」のゲームから、抵抗が既に、フーコーによって力関係の内的な一極、すなわち対抗力として力関係の中に置かれていることを、私たちは見いだすことができる。⁽⁷⁵⁾従って、フーコーの枠内で、権力の遍在性とポジティブな性格が抑圧的な権力を先決的条件とした伝統的な抵抗を無効化させると同時に、力関係に内在する力の対抗関係が成り立ちうる。こうした対抗関係の形成は、根本的にある法や権利によらない。意志が関係の形成に対する内的な補足であるという意味で、対抗関係の形成は、ある力の効果を拒否し、別の効果によってその効果を取り替える意志によるものなのである。彼が最後に批判という抵抗的な行動を、「統治されないこと」ではなく、「このように統治されたくない」と「意志的不服従」(inservitude volontaire)の技法として描いたのは、まさにそのためである。⁽⁷⁶⁾フーコーは、力関係を通して、まず抵抗を内在的な現象と見なしている。

ひいては、こうした他の力と関係を結ぶかどうか、そして如何なる関係を結ぶのかを決める意志は、可能性としての権力の概念を指し示している。実際のところ、「このように統治されたくない」という意志が現れるとき、それは少なくとも他の代案の存在あるいは可能な存在を意味する。ここで権力は、「できる」(pouvoir)として、代案の存在の可能性と実現の条件となる。「権力関係はまさしく権力関係であるために、二つの要素が必要不可欠である。それは、『他者』(権力が行使される者)が行動の主体であることが十分に意識され、最後まで維持されていること。そして、権力関係を前にする、対応、反発、効果、可能な発明の全領域が開かれていること。……権力は可能な諸行動に對する行動の全体構造である。行動の主体の振る舞いがその中に刻み込まれる可能性の領域に作用するものである。⁽⁷⁷⁾権力が可能性でもある次元で、権力の概念は力の概念によって取って代わられえない。力は、既にその効果をもたらしているため、実現したことを常に意味している。逆に権力は、それが実現したことのみならず、まだ実現していないことや将来に実現すること(または実現しないこと)を意味するが故に、権力関係に内在する抵抗は、単なる対抗関

係だけではなく、さらにもう一つの可能性の出現や形成の意味を含んでいるのである。⁽⁷⁸⁾

ヘルベルト・マルクーゼが『二次元的人間』において、高度資本主義のため、同質化された生活に抵抗しそれを超越することがますます不可能になると嘆いている時、フーコーは自身の権力論に基づいて、私たち人間が思い描くべきなのは、権力関係を超越する解放ではなく、権力関係に内在する、権力による抵抗であると指摘している。

一九七六年のあるインタビューにおいて、フーコーは、国家、資本主義などの総体的装置の外部に位置し、人間の普遍的な良心の代表者の役割を担うという任務を自らに課した普遍的知識人 (intellectual universel) より、現在の政治的な領域において、「特殊知識人」(intellectual spécifique)、あるいは「特定の領域」の知識人の方が、ますます重要になっていっていると言っている。特殊知識人とは、主にある具体的な分野に関わる局所的な知識を持つ人々である。彼らの知識(例えば精神医学、社会学、情報科学)は、主に現代において、権力の行使の条件を構成するにもかかわらず、彼らにはある権力行使の戦術を分析し、露呈し、別の権力行使の仕様を示したり、別の戦術を生み出す可能性があると、いう利点もある。⁽⁷⁹⁾つまり、フーコーからみれば、現代社会において、抵抗は依然として可能なのである。重要なのは、新しい抵抗の戦略を取ることである。

六 結 論

以上のように、カンギレムの影響の下で、フーコーは内在性と可能性に基づいて、伝統的な権力論と違った権力論を立て、それを通して再び抵抗に新しい可能性を与えた。しかし、これは、決してフーコーとカンギレムとの間には相違がないというわけではない。実際、カンギレムにおいて核心となった「生命」(la vie)への関心は、フーコーにおいては、ないと言えないが少なくとも間接的なものである。ドゥルーズは、フーコーの内在的でポジティブな権力

論に、フーコーの思想を支える「知—権力」の以外の第三の軸、すなわち「生命」を読み取ろうとしたか、結局、フーコー自身が選んだ第三の軸は「主体」であった。⁽⁸¹⁾

なぜなら、「権力存在論」とも言えるフーコーの枠組みの中で、構成的な機能を果たす担い手は、権力であるからである。従って、先決的な条件とした「生命」の概念は、カンギレムのようにフーコーにおいて決定的な役割を果たすことができない。確かにある具体的な生命は、権力関係のある種の再編成になり、さらに抵抗の拠点としては機能するものの、権力と比べると根本的に副次的なものであり、権力の産物ではない。そして、生命一般からみれば、生命は規範形成「力」として、実際には権力の概念の中へ取り込まれた。構成的な権力とその効果の間では、権力に属さない、媒介としての生命という概念装置が不要になっている。よって、晩年のフーコーは徐々に、規範や規範性などの概念と一定の距離を置くようになった。⁽⁸²⁾

それでは、なぜ主体を選んだのか。フーコーによれば、主体という概念には、二つの意味がある。「制御と依存のため他者に服従した主体と、自己良心や自己認識のため自らのアイデンティティと結びついた主体である。どちらの意味でも、この言葉は征服し隷属させる権力の形式を示している」。⁽⁸³⁾ 従って、「主体」の有効性は以下のようになる。すなわち、主体が隷属化＝主体化 (assujettissement) の産物であるという意味で、この概念は権力関係における構成される側面を指し示すことができる。そして、「このように統治されたくない」という意志によってある主体化のモデルを拒否し別の形の主体になろうとするという意味で、この概念は権力関係における構成する側面を指し示すことができる。まさに主体は、権力が行使されると同時にそれを行使するという総合的な次元で、自己と他者の統治を論じることができる。晩年のフーコーの理論的な空間を拓いた。

フーコーは最後まで「生気論者」にはならなかったが、重要な点でカンギレムと同様の問題意識を共有している。主体性の問題は主体の構成の問題であると意識すると、その中に隠されている規範性の影を見いだすことは困難では

ない。⁽⁸⁴⁾「生きる形式」を模索する次元で、二人の思想家は、規範論にせよ主体論にせよ、「人間は如何に生きるべきか」という倫理的かつ政治的な問題をめぐって考え続けている。

- (1) Gary Gutting, *Michel Foucault's Archaeology of Scientific Reason: Science and the History of Reason* (Cambridge University Press, 1989), 52-4.
- (2) Samuel Taleott, *Georges Canguilhem and the Problem of Error* (Palgrave Macmillan, 2019), 253-6.
- (3) Maria Muhle, 'A Genealogy of Biopolitics', in *The Government of Life: Foucault, Biopolitics, and Neoliberalism*, Vanessa Lemm & Miguel Vatter ed. (Fordham University Press, 2014), 89-96.
- (4) 近藤和敬「生命と認識——エピステモロジーからみる「生権力」の可能性」、椋垣立哉編『生権力論の現在』、勁草書房、二〇一一年、一九六—二〇六頁。他の論者、例えば手塚博もフーコーはカンギレムの規定した問題領域で権力概念を練り上げたという論を立てている。ただし、近藤の論文に対して、近藤は生物学的規範と社会的規範の異質性を考慮に入れなかったため、「生の哲学」の方向へと引き付けたフーコー解釈を提出したと手塚は批判する。手塚からみれば、社会的生を考慮に入れず単に生命を考えるのは、フーコーにおいては不可能なのである。手塚博「ミシェル・フーコー——批判的実証主義と主体性の哲学」、東信堂、二〇一一年を参照。
- (5) カンギレムに対するフーコーからの影響は、Pierre Macherey, *La force des normes : de Canguilhem à Foucault* (La Fabrique Edition, 2009), 107-9. または Stuart Elden, *Canguilhem* (Polity, 2019), 126-7, 159. を参照。
- (6) Antonelle Curro, *Technique et vie: Biopolitique et philosophie du bios dans la pensée de Michel Foucault*, trad. par Claudine Rousseau, (L'Harmattan, 2011), 199. 角括弧は引用者による。以下同。
- (7) Pierre Macherey, *op. cit.*, 101-3, 106.
- (8) Pierre Macherey, *Subjectivité et normativité chez Canguilhem et Foucault*, <https://philolarge.hypotheses.org/1750> (1er, Septembre, 2021).
- (9) Georges Canguilhem, *Le normal et le pathologique*, (PUF, 2013), 24 (滝沢武久訳『正常と病理』法政大学出版局、二〇一七年、二四頁。なお、本論における引用文は、原則として既有的邦訳に従うが、一部の表記を変更した箇所がある。以下同)。

- (10) *Ibid.*, 30-1 (邦訳、三二頁).
- (11) Auguste Comte, *Cours de philosophie positive : 40er leçon. Considerations philosophiques sur l'ensemble science biologique*, 1838, (Schleicher freres, 1908), 175.
- (12) Georges Canguilhem, *op. cit.*, 44 (邦訳、四五頁).
- (13) Claude Bernard, *Leçons sur le diabète et la glycogénèse animale*, (J.-B. Baillière, 1877), 132.
- (14) Georges Canguilhem, *op. cit.*, 28-9, 52 (邦訳、二九頁、五四頁).
- (15) *Ibid.*, 32-3 (邦訳、三三頁).
- (16) *Ibid.*, 51 (邦訳、五三頁).
- (17) それらの議論は重要であるが、論旨と紙幅の関係上割愛せざるを得ない。
- (18) *Ibid.*, 85, 87 (邦訳、八九頁、九二頁).
- (19) Xavier Bichat, *Anatomie générale appliquée à la physiologie et à la médecine, Partie I, tome I*, (Brosson et Chaude, 1801), Liii-Liv.
- (20) Georges Canguilhem, *op. cit.*, 52, 63 (邦訳、五四頁、六六頁).
- (21) *Ibid.*, 104-5 (邦訳、一〇六頁).
- (22) *Ibid.*, 102 (邦訳、一〇三頁).
- (23) Guillaume Le Blanc, *Canguilhem et les normes*, (PUF, 2008), 20.
- (24) Georges Canguilhem, *op. cit.*, 203-4 (邦訳、二〇九-一一〇頁).
- (25) *Ibid.*, 232 (邦訳、二二六頁).
- (26) *Ibid.*, 67 (邦訳、七〇頁).
- (27) ただし、異常になるということは、決して規範がないことを意味せず、むしろ別の規範に入ること指着している。「生命の規範のない生命はまったく存在しない。そして、疾病状態は常にある種の生き方なのである」。*Ibid.*, 204 (邦訳、二二〇頁).
- (28) *Ibid.*, 232 (邦訳、二二六頁). また、ギョーム・ル・ブランは、生物学的ではなく、より哲学的な次元でカンギレムの「規範」概念を論じている。「人間の経験の先行性は……必然的に、媒介と普遍化の力としての規範的な意図と規範的な決定を

- 生み出す。正常なものとは、人間の経験の先行的狀態 (état antérieur) を操作的に否定することを意味する。哲学的な規範は、先としての不調を規制する。Guillaume Le Blanc, *op. cit.*, 20. つまり、生物学的な次元のみならず、哲学的な次元でも、規範と規範に合う正常なものは常に、意識されずにいた原初的狀態から離脱することで初めて意識される異常な状態に後れをとる。哲学は、過去の価値を復権させようとしても新しい価値を作り出そうとしても、常にその先行している異常と対決し、ある種の否定を行わねばならないのである。従って、規範は常に批判的な機能を持っている。
- (29) ここで補足すべきなのは、疾病と規範／規範性と正常との関係である。カンギレムから見れば、生理的な生命や健康な生命は、異なる環境の中で新しい規範を形成させることができるものであり、規範的な生命である。疾病状態は、一種の生き方としてはもちろん規範と見なされうるのである。従って、規範的な生命は、常に疾病の可能性を内包している。生命一般の観点から見れば、病に罹ることは正常であり、逆に「持続的かつ完璧な健康」こそ異常である。しかし、具体的な生命の視点から見れば、疾病状態はその生命が疾病というネガティブな規範から離脱する可能性の減少を意味するので、具体的な生命にとって、疾病状態は規範性の衰退を意味する。Georges Canguilhem, *op. cit.*, 113, 203-4 (邦訳、一一六頁、二〇九—二一〇頁)。
- (30) Georges Canguilhem, 'Le vivant et son milieu', dans *Le connaissance de la vie*, (Librairie Hachette, 1952), 180-1 (杉山吉弘訳「生命の認識」、法政大学出版局、二〇〇二、一一六—一二七頁)。
- (31) 「実際、規範は好みの表現として、及び失望の状態の代わりに満足な状態を置き換えようとする意志の道具として制定されたり選択されたりする場合のみ、参照される可能性を持つのである。』*Le normal et le pathologique*, 228 (邦訳、二二二頁)。
- (32) Georges Canguilhem, 'Le normal et le pathologique', dans *Le connaissance de la vie*, 204 (邦訳、一九一頁)。
- (33) *Ibid.*, 203-4 (邦訳、一九〇頁)。
- (34) *Le normal et le pathologique*, 242 (邦訳、二二七頁)。
- (35) *Ibid.*, 245-6 (邦訳、二四〇頁)。
- (36) *Ibid.*, 245 (邦訳、二二九—二四〇頁)。
- (37) *Ibid.*, 242 (邦訳、二二七頁)。
- (38) *Ibid.*, 242-3 (邦訳、二二七頁)。

- (39) *Ibid.*, 106 (邦訳、一〇七頁).
- (40) *Ibid.*, 245 (邦訳、二二九頁).
- (41) 「人間が利用できる社会的諸器官、すなわち集団的な技術的諸手段の間の距離の存在を、人間社会に特有な性格と見なすことは禁じられてゐる」。 *Ibid.*, 244-5 (邦訳、二二九頁).
- (42) *Ibid.*, 235 (邦訳、二二九頁).
- (43) 「教育、健康、人や商品の輸送などの技術的手段の正常化は、集団的要請の表現である。この集団的要請は、たとえ諸個人の側が意識しなくても、所与の歴史的社會の中で、その構造あるいは諸構造を、この社会ならではの善と評価するものへ差し向ける仕方を規定してゐるのである」。 *Ibid.*, 226-7 (邦訳、二二〇—二二二頁).
- (44) Michel Foucault, *Les anormaux*, (Seuil/Gallimard, 1999), 45-6 (慎改康之訳『異常者たち』、筑摩書房、二〇〇二、五四頁).
- (45) Michel Foucault, *Securité, territoire, population*, (Seuil/Gallimard, 2004), 58-9 (高桑和巳訳『安全・領土・人口』筑摩書房、二〇〇七、七〇—七二頁).
- (46) Michel Foucault, *Histoire de la sexualité, tome 1, La volonté de savoir*, (Gallimard, 1994), 110-3 (渡辺守章訳『性の歴史 I——知への意志』、新潮社、二〇一〇、一一一—一二二頁).
- (47) *Securité, territoire, population*, 68 (邦訳、八二頁).
- (48) Michel Foucault, *Surveiller et punir*, (Gallimard, 1975), 138-9 (田村俣訳『監獄の誕生——監視と処罰』、新潮社、二〇二〇、一五八—一六〇頁).
- (49) *Les anormaux*, 46 (邦訳、五五頁).
- (50) Georges Canguilhem, *op. cit.*, 228 (邦訳、二二二頁).
- (51) *Les anormaux*, 46 (邦訳、五四頁).
- (52) *Ibid.*, 48 (邦訳、五六—五七頁).
- (53) François Ewald, 'Un pouvoir sans dehors', dans Michel Foucault *Philosophe*, (Seuil, 1989), 196-203. または、François Ewald, 'Norms, Discipline and the Law', in *Law and the Order of Culture*, (University of California Press, 1990), 141. を参照。
- (54) 「規律権力はモノミー化するものであるとらうこと、つまり、常に一定数の個人を排除し、逸脱者 (anomie) や還元不能なものを出現させるものであるとらうこと。そして次に、それは常に正常化するものであるとらうこと、常に新たな回収

- システムを発明し、規則を打ち立て直すものであるということ。規律システムは、逸脱者の中で絶えず規範を扱うというようにした仕事によって特徴づけられるのである。」Michel Foucault, *Le pouvoir psychiatrique*, (Seuil/Gallimard, 2003), 56 (慎改康之訳『精神医学の権力』、筑摩書房、二〇〇六、七〇頁)。
- (55) *La volonté de savoir*, 57-67 (邦訳、五三―六三頁)。
- (56) *Les anormaux*, 46 (邦訳、五五頁)。
- (57) *Sécurité, territoire, population*, 63 (邦訳、七八頁)。
- (58) カンギレムは常に正常に対する規範の優先性を強調しているため、ここでフーコーが論述している、統計学によって捉えられた、規範に先立つ「正常なもの」とそれに基づいた正常性の含意は、カンギレムにおけるそれらとは異なっている。だが、こうした相違は、主に二人の思想家のテキストの性格の違いに由来する。カンギレムのテキストは第一義的には哲学的なテキストなので、彼は規範的な意味でそれらの用語を使用している。フーコーのテキストは第一義的には歴史的なテキストなので、彼の仕事はある特定の時期において規範と正常との関係を認識する考え方を明らかにすることにある。実際、フーコーが論述している「正常なもの」と正常性に関する認識は、カンギレムによって批判された、統計学的な傾向性を介して正常の概念を説明しようとした実証主義者（例えばアドルフ・ケトレ）の観点に近いのである。ケトレらは、ある純粹な生物学的自然法則を指定した。この自然法則は、数の分布によって把握することができる。その中で最も現れている状況が規範として見なされることができる。だが、カンギレムは、人間は同時に社会的な現象であるため、異なる社会的な環境において異なる規範に照らして生きるものであると指摘している。故に、統計学によって示されたのは、自然法則である規範ではなく、ある特定の規範のしるししかないのである。人間の特性は「しばしばみられるから正常なのではなく、正常だから、しばしばみられる。」Georges Canguilhem, *op. cit.*, 131-9 (邦訳、一三五―一四二頁)。
- (59) *Sécurité, territoire, population*, 77 (邦訳、九〇―九二頁)。
- (60) *Ibid.*, 48, 76, 357 (邦訳、五七、九〇、四三二頁)。
- (61) フーコーのアプローチによると、真理の効果を通じてこそ、真理は理解可能なものとなることができるのである。統治の効果は自然性に照らしてこそ判断されうる。*Ibid.*, 244 (邦訳、二九六頁)。または Michel Foucault, *Qu'est-ce que la critique? suite de La culture de soi*, (Vrin, 2015), 55, を参照。
- (62) Michel Foucault, *Naissance de la biopolitique*, (Seuil/Gallimard, 2004), 33 (慎改康之訳『生政治の誕生』、筑摩書房、二〇

〇八、四〇頁)。

- (63) *Sécurité, territoire, population*, 65 (邦訳、七八頁)。カンギレムも、社会的な正常化が、生物学的規範性の代わりに社会において規範を生み出し正常なものを決めることを強調している。本論の第三章または Guillaume Le Blanc, *op. cit.*, 82. を参照。「力動的な意味「複数のものが存在し互い競争するとき」での正常なものは、正常化的な (normalisateur) 決定を通してのみ存在する「確定される」ことができる。その決定自体は、ある規範的な意図によって生み出される。…：対象を規範に転換するには、正常化的な決定が前提となっているが、この決定は、対象に尊厳と価値を与える規範的な意図との関係においてのみ、有効となる。」
- (64) *Ibid.*, 64 (邦訳、七七頁)。
- (65) フーコーの環境についての規定は、カンギレムの分析を直接に踏まえて展開している。「安全・領土・人口」の一月一日の講義において、フーコーは、前文で引用されたカンギレムの「生体とその環境」(注30)を引用し、環境を「ある物体 (corps) が他の物体に距離をおいて及ぼす作用を説明するために必要」なものであり、「ある作用の流通の担い手と要素」であるものと見なす。一月一日の講義の注36—38を参考。*Ibid.*, 22, 28-9 (邦訳、二五、三四頁)。
- (66) 「人口を他の生物の間に沈み込むこの次元は、人間ははじめて『人類』(genre humain) と呼ばれなくなり『ヒト』という種」と呼ばれるようになる時に、現われ認められることになる次元である。人類が全ての生物種の規定性の領域において一つの種として出現したモーメントから、人間はその原初的な生物学的組み込み (insertion biologique première) において現れると言えらる。*Ibid.*, 77 (邦訳、九一頁)。
- (67) *Naissance de la biopolitique*, 65 (邦訳、七八頁)。
- (68) Gilles Deleuze, 'Desir et plaisir', dans *Deux régimes de fous*, (Minuit, 2003), 117, 120 (宇野邦一等訳『狂人の二つの体制』河出書房新社、二〇〇四、一七八、一八二頁)。
- (69) Pierre Macherey, *La force des normes : de Canguilhem à Foucault* (La Fabrique Édition, 2009), 72.
- (70) 「実際、誤謬が根絶されしまうと、後戻りがきかなくなる。一方、病気の回復は、時に何か別の病気に対して開かれた入口になるものである。そこから、『回復することが危険な病気』という逆説が生まれることとなる」。Georges Canguilhem, *op. cit.*, 272 (邦訳、二六四頁)。なお、フーコーは、『正常と病理』の英語版に寄せたインタビューの「生命——経験と科学」において、「生命を誤謬を犯すことができるものとして、カンギレムを『誤謬の哲学者』と呼んでいる。Michel

- Foucault, 'La vie:l'expérience et la science', dans *Dis et écrits tome IV*, (Gallimard, 1994), 774-5 (小林康夫等編『フシエル・フーコー思考集成 X』, 二〇〇一, 三〇三-三〇四頁)。
- (71) *La volonté de savoir*, 121-3 (邦訳, 一九九二, 二二頁)。圏点は引用者による。
- (72) 「直接的に生産的役割を担っている」。Ibid., 124 (邦訳, 一二二頁)。同時に, こうした効果の実現も, 私たちが実証的ポジティブに権力関係を理解する条件となる。注58を参照。
- (73) 「物理学者たちがそれによって神と世界を創造し勝利を収める『力』の概念には, まだ補足が必要である。それは, 私によって『力への意志』と呼ばれる内的意志に帰せねばならぬものである。つまり, 力を誇示したり, 創造的な原動力として力を使ったり行使したりすることへの飽くなき欲求である。物理学者は彼らの原理から『距離の影響』(Wirkung in die Ferne)を取り除くことができないし, 反発力(あるいは吸引力)を取り除くこともできない。それは役に立たない。我々は, 全ての運動, 『外観』, 『法則』を, 内的な兆候としてのみ把握し, その目的のために人間の類比を使わねばならないのである」。Friedrich Nietzsche, *Kritische Studienausgabe Band II : Nachgelassene Fragmente 1884-1885*, (De Gruyter, 1988), 563; または Gilles Deleuze, *Nietzsche et la philosophie*, (PUF, 1983), 56-7, を参照。
- (74) *La volonté de savoir*, 124 (邦訳, 一二二頁)。
- (75) 「抵抗は, いくつかの『権力』と異質的な原理に属するのではない。しかし, 必然的に失望させる圏や約束でもない。抵抗は権力関係におけるもう一方の項であり, 還元不可能な相手として権力関係に刻み込まれている」。Ibid., 126-7 (邦訳, 一二四頁)。
- (76) *Qu'est-ce que la critique? suite de La culture de soi*, 37, 39。圏点は引用者による。
- (77) 'Le sujet et le pouvoir', dans *Diets et écrits IV*, 237 (小林康夫等編『フシエル・フーコー思考集成 IX』, 二〇〇一, 二五頁)。
- (78) 「政治的な分析と批判は, 大部分がこれから発明するべきものですが, 同時に, その変容を可能にし, 現実刻み込んでいくために, 力関係を変容し調整することができる戦略を発明しなければなりません」。Michel Foucault, 'Les rapports de pouvoir passent à l'intérieur des corps', dans *Diets et écrits tome III*, (Gallimard, 1994), 233-4 (小林康夫等編『フシエル・フーコー思考集成 VI』, 二〇〇〇, 三〇九頁)。
- (79) 'Entretien avec Michel Foucault', dans *Diets et écrits III*, 154-60 (『集成 VI』, 二一〇-二一八頁)。
- (80) Gilles Deleuze, *Foucault*, (Mint, 198), 98-9. または Giorgio Agamben, ed. & trans. by Daniel Heller-Roazen, *Potentialities*:

collected essays in philosophy, (Stanford University Press, 2000), 221. を参照。

(81) ここでは、主体化と主体性とそれらの効果としての主体という総合的な意味で「主体」を語る。そうでなければ、単なる主体の概念は、フーコーにおいてはある権力の効果としてのある主体を指し示す、極めて「薄い」概念でしかないのである。そのため、「主体と権力」の中で、フーコーは、この二十年以来の仕事の重心は主体化 (subjectivation) であると強調しており、主体を強調しなかった。'Le sujet et le pouvoir', dans *Diets et écrits IV*, 223 (『集成 IX』: 二〇〇一、一〇頁)。

(82) 注 (8) を参照。

(83) 'Le sujet et le pouvoir', dans *Diets et écrits IV*, 227 (『集成 IX』: 二〇〇一、一五頁)。

(84) 『主体性と真理』という一般タイトルの下に目指されているのは、自己認識の制度化された様式及びその歴史についての調査を開始することである。つまり、主体は制度の様々な時代と様々な文脈において、可能な、望ましい、あるいは不可欠な認識の対象として如何に確立されてきたのか。'Subjectivité et vérité', dans *Diets et écrits IV*, 213 (小林康夫等編『フシエール・フーコー思考集成 VIII』: 二〇〇一、四四三頁)。

葉 晨陽 (ヨウ シンヨウ)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 中国人民大学国際関係学院政治学修士課程

専攻領域 政治思想史